

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	青森県ヘアアーティスト専門学校
設置者名	学校法人青森山田学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	理容科	夜・通信	35 単位	6 単位	
	美容科	夜・通信	35 単位	6 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校ホームページに掲載 ( <a href="http://www.hair-artist.com">http://www.hair-artist.com</a> )
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	青森県ヘアアーティスト専門学校
設置者名	学校法人青森山田学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人 青森山田学園ホームページに掲載 ( <a href="https://aomori-yamada.jp">https://aomori-yamada.jp</a> )
---

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社役員	2020. 5. 26 ～2024. 5. 25	財務担当
非常勤	会社役員	2020. 5. 26 ～2024. 5. 25	財務担当
非常勤	経営コンサルタント 会社役員	2020. 5. 26 ～2024. 5. 25	財務担当
非常勤	寺院 住職	2020. 5. 26 ～2024. 5. 25	総務担当
非常勤	医療法人 役員	2020. 5. 26 ～2024. 5. 25	広報担当
非常勤	会社役員	2021. 5. 22 ～2025. 5. 21	労務担当
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	青森県ヘアアーティスト専門学校
設置者名	学校法人青森山田学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。					
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)					
(1) 授業計画(シラバス)の作成					
① 科、学年、教科・科目ごとに、担当教員が授業計画(シラバス)を作成している。					
② シラバスには、学修内容、到達目標、授業の方法、成績評価の方法と基準、年間の授業計画及び履修上の留意点等を記載している。					
(2) 授業計画(シラバス)の公表時期					
① 年度当初のオリエンテーションで全学生に授業計画(シラバス)を配付し説明するとともに、各HRに授業計画(シラバス)を掲示し、いつでも誰でも授業計画等を確認できるようにしている。					
② ホームページにも同様の内容を掲載している。					
授業計画書の公表方法	各HRに掲示、全学生に配付、ホームページ( <a href="http://www.hair-artist.com">http://www.hair-artist.com</a> )に掲載				
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。					
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)					
(1) 講義形式の学修の成果については、前期及び後期考査の結果や学修意欲(授業態度、出欠状況等)等を総合的に見て評価している。					
(2) 実習を伴う学修の成果については、適宜行う実技テストの結果や学修意欲(授業態度、出欠状況等)を総合的に見て評価している。					
(3) 評価に当たっては、「学習成績評価に関する規程」に基づき前期及び後期の2回100点法で行い、後期においては5段階評定に換算し年間の総合評価としている。					
【換算表】					
100点法	100~90	89~75	74~60	59~50	49~0
5段階評定	5	4	3	2	1
(4) 単位の認定に当たっては、学則第16条並びに「単位の認定と進級及び卒業に関する規程」第1条及び第2条に基づき行っている。					
単位認定の主要件は次のとおり。					
① 当該教科・科目の授業時数の3分の2以上(実習を伴う教科・科目は5分の4以上)出席していること。					
② 5段階評定で「2」以上の成績を収めること。					

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>									
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>各教科・課目の評価に当たっては、「学習成績評価に関する規程」に基づき前期及び後期の2回100点法で行い、平均点は65点以上となるよう規定している。 評価に際しては、次の4観点により総合的に評価することとしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>評価の対象事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【知識・理解】</td> <td>前期考査、後期考査、小テスト等</td> </tr> <tr> <td>【技能】【思考・判断・表現】</td> <td>実技テスト、作品提出、レポート等</td> </tr> <tr> <td>【関心・意欲・態度】</td> <td>授業態度、出欠状況等</td> </tr> </tbody> </table>		評価の観点	評価の対象事項	【知識・理解】	前期考査、後期考査、小テスト等	【技能】【思考・判断・表現】	実技テスト、作品提出、レポート等	【関心・意欲・態度】	授業態度、出欠状況等
評価の観点	評価の対象事項								
【知識・理解】	前期考査、後期考査、小テスト等								
【技能】【思考・判断・表現】	実技テスト、作品提出、レポート等								
【関心・意欲・態度】	授業態度、出欠状況等								
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページに掲載している授業計画（シラバス）の「成績評価の方法と基準」に明示している。								
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>									
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則第18条及び「単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程」第5条に基づき、卒業の認定を行っている。</p> <p>【学則】 (卒業の認定) 第18条 卒業までに履修すべき教科・科目を履修し、その成果が満足できると認められた者について、校長が卒業を認定する。この場合、卒業に必要なとする修得単位数の総計は67単位以上とする。</p> <p>【単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程】 (卒業の認定) 第5条 卒業までに履修すべき全ての教科・科目を履修し、その成果が満足できるとみなされる者について、校長が卒業を認定する。</p>									
卒業の認定に関する方針の公表方法	学則第18条及び「単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程」第5条に規定している事項について、「卒業の認定に関する方針」として簡潔に表現し、ホームページに掲載している。								

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	青森県ヘアアーティスト専門学校
設置者名	学校法人青森山田学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校法人 青森山田学園ホームページに掲載 ( <a href="https://aomori-yamada.jp">https://aomori-yamada.jp</a> )
収支計算書又は損益計算書	"
財産目録	"
事業報告書	"
監事による監査報告（書）	"

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	理容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	67 単位時間/単位	26 単位時間/単位	単位時間/単位	41 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
		単位時間/単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		9人	0人	8人	8人	16人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 別紙「青森県ヘアアーティスト専門学校 令和4年度 昼間課程 理容科シラバス」のとおり
成績評価の基準・方法
（概要） 「学習成績評価に関する規程」に基づき、前期及び後期（後期は年間の総合評価）の2回、評価を行っている。 また、学則第16条並びに「単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程」第2条及び第3条に基づき単位の認定を行っている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 学則第17条及び第18条並びに「単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程」第4条及び第5条に基づき、卒業・進級の認定を行っている。
学修支援等
（概要） 欠席等により技術習得が不十分な場合や本人が希望する場合は、放課後等に補習を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
4人 (100%)	人 (%)	4人 (100%)	人 (%)
（主な就職、業界等） ① 弘前市など県内の理容店（4人）			
（就職指導内容） ① 進路ガイダンス（県内外の理美容サロン 60～70 社が来校し、各社の実状について説明を行う。学生は一人当たり 14 社の説明を聞く機会があり、就職先選定の参考にする。） ② 就職セミナー（県内外の様々な業界で活躍する方々からビジネスマナーや業務の効率的な進め方などについて指導していただき、就職に対する意識を高める。） ③ 実務実習（県内にある理美容サロンの協力を得て 1 学年 3 月及び 2 学年 8 月の各 8 日間、実務実習を行っており、学生は従業員の指導を受けながら実際に就職した際の業務イメージを膨らませることができる。） ④三者面談（年 1 回及び随時）、サロン見学（随時）			
（主な学修成果（資格・検定等）） ① 理容師国家試験合格 4 名 ② SBS 認定ネイルディレクター（2 級 3 名）合格 ③ SBS 認定メイクディレクター（2 級 4 名）合格 ④ SBS 認定着付けディレクター（2 級 1 名）合格 他			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
8 人	0 人	0 %
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組） ① 理美容師になるという目的を忘れないよう、短期の目標設定（資格取得、大会参加、学校行事等）を行い、それに向けて知識・技術習得のための努力をするよう指導している。 ② 遅刻・欠席等の常態化が学校から遠ざかる一因となることから、基本的な生活習慣を確立させるため、根気強く指導している。 ③ 途中で退学しようとする学生に対しては、結論を急がないよう指導するとともに、通信課程への転科も選択肢とするよう助言している。		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生	衛生専門課程	美容科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	67 単位時間/単位	26 単位時 間/単位	単位時間 /単位	41 単位時 間/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
80人	73人	0人	8人	8人	16人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 別紙「青森県ヘアアーティスト専門学校 令和4年度 昼間課程 美容科シラバス」のと おり
成績評価の基準・方法
（概要） 「学習成績評価に関する規程」に基づき、前期及び後期（後期は年間の総合評価）の 2回、評価を行っている。 また、学則第16条並びに「単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程」第2条 及び第3条に基づき単位の認定を行っている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 学則第17条及び第18条並びに「単位の認定並びに進級及び卒業に関する規程」第4 条及び第5条に基づき、卒業・進級の認定を行っている。
学修支援等
（概要） 欠席等により技術習得が不十分な場合や本人が希望する場合は、放課後等に補習を行 っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
22人 (100%)	人 (%)	21人 (95.5%)	1人 (4.5%)
（主な就職、業界等）			
① 弘前市など県内の美容店（9人）			
② 東京都など県外の美容店（12人）			
③ その他の分野（1人）			
（就職指導内容）			
① 進路ガイダンス（県内外の理美容サロン60～70社が来校し、各社の実状について 説明を行う。学生は一人当たり14社の説明を聞く機会があり、就職先選定の参考に する。）			
② 就職セミナー（県内外の様々な業界で活躍する方々からビジネスマナーや業務の効 果的な進め方などについて指導していただき、就職に対する意識を高める。）			

③ 実務実習（県内にある理美容サロンの協力を得て1学年3月及び2学年8月の各8日間、実務実習を行っており、学生は従業員の指導を受けながら実際に就職した際の業務イメージを膨らませることができる。）
④ 三者面談（年1回及び随時）、サロン見学（随時）
（主な学修成果（資格・検定等））
① 美容師国家試験合格 22名
② 色彩検定（2級1名、3級10名）合格
③ SBS認定ネイルディレクター（1級7名、2級24名）合格
④ SBS認定メイクディレクター（2級32名）合格
⑤ SBS認定着付けディレクター（2級11名）合格 他
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
58 人	2 人	3.4 %
（中途退学の主な理由） ・進路変更（2人）		
（中退防止・中退者支援のための取組）		
① 理美容師になるという目的を忘れないよう、短期の目標設定（資格取得、大会参加、学校行事等）を行い、それに向けて知識・技術習得のための努力をするよう指導している。		
② 遅刻・欠席等の常態化が学校から遠ざかる一因となることから、基本的な生活習慣を確立させるため、根気強く指導している。		
③ 途中で退学しようとする学生に対しては、結論を急がないよう指導するとともに、通信課程への転科も選択肢とするよう助言している。		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
理容科 (1年)	70,000円	420,000円	380,000円	教育充実費(80,000円) 実習費(180,000円) 施設維持費(60,000円) 校外活動費(60,000円)
美容科 (1年)	70,000円	420,000円	380,000円	教育充実費(80,000円) 実習費(180,000円) 施設維持費(60,000円) 校外活動費(60,000円)
修学支援（任意記載事項）				



b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・本校ホームページに掲載 ( <a href="http://www.hair-artist.com">http://www.hair-artist.com</a> )		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
・理美容業界関係者等の4名に対し学校関係者評価委員を委嘱し、本校の教育理念・目標、教育活動、学修成果及び学生支援等について本校が行った自己評価 (自己点検・自己評価報告書) の客観性・透明性について評価していただくとともに、学校運営に対するご意見をいただく。校長は、委員からいただいたご意見ご助言を次年度の学校経営方針に反映させ学校運営の改善に努めるとともに、学校評価の更なる客観性・透明性の向上に努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
美容業界組合の長	2021. 4. 1～2023. 3. 31	業界関係者
私立高等学校の長	〃	学識経験者
理容店オーナー	〃	同窓会会長
美容店オーナー	〃	PTA 会長
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・本校ホームページに掲載 ( <a href="http://www.hair-artist.com">http://www.hair-artist.com</a> )		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・本校ホームページ <a href="http://www.hair-artist.com">http://www.hair-artist.com</a> ・本校ホームページに直結する進学情報サイト 「スタディサプリ進路/リクルート」、 「マイナビ進学/マイナビ」他 ・本校紹介記事掲載刊行物 「スタディサプリ進学事典/リクルート」、「マイナビ進学ガイド/マイナビ」他
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H102310000110
学校名	青森県ヘアアーティスト専門学校
設置者名	学校法人青森山田学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		21人	20人	21人
内訳	第Ⅰ区分	11人	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				21人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
	年間	前半期	後半期	0人
				0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
GPA等が下位4分の1		—	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		—	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。